

議案第40号

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、市外の者が公民館を使用する場合等の使用料の額を引き上げること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次の2号を加える。

- 3 市内在住、在勤以外の者（以下「市外の者」という。）が使用する場合は、当該使用料の1.5倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 4 入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料の1.5倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）、市外の者は2倍の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

第2条 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3号中「1.5倍」を「2倍」に改め、同表備考第4号中「2倍」を「3倍」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。